

## 第1回「廃棄物受入に関する検討委員会」

日 時：平成26年7月31日（木）15時30分～  
場 所：大阪湾広域臨海環境整備センター会議室  
（中之島ビル9階）

### 議 事 次 第

#### 1 開 会

#### 2 委員会設置要綱及び委員長の選出について

#### 3 議 事

- (1) 委員会の検討事項とスケジュールについて
- (2) 大阪湾フェニックス事業の概要について
- (3) ダイオキシン類基準超過事案の概要及び大阪湾センターの対応について
- (4) 委員会での検討課題について
- (5) その他

## 廃棄物受入に関する検討委員会設置要綱（案）

## （設置趣旨）

第1条 今般、市町村からの一般廃棄物（ばいじん処理物）が、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の定める受入基準を超過したまま長期間搬入される事案が発生したことを受け、センターでは、関係府県市とも連携しながらチェック体制の強化等再発防止に向けた取り組みを開始したところである。

これらの再発防止の取り組みを実効性のあるものとするためには、再発防止の取り組みについて、適宜その進捗状況を確認するとともに、内容を検証していく必要がある。

また、今回の事案は、市町村が排出する廃棄物によるダイオキシン類の基準超過というこれまで想定していなかった事態であり、搬入停止等の措置やその解除に関する要件や手順の見直しの必要がある。

こうした状況に対応し、引き続き大阪湾フェニックス事業を円滑に進めるため、「廃棄物受入に関する検討委員会（仮称）（以下「委員会」という。）」を設置して検討するものである。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）再発防止の取り組みの検証、評価
- （2）搬入停止措置及びその解除等の要件、手順の見直し
- （3）受入に関する課題とセンターの対応

## （組織）

第3条 委員会は、別表－1に掲げる委員で組織する。

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会に別表一2に掲げるオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、委員長の求めに応じて必要な意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員以外に、委員会での検討に際し必要に応じて事業主体となる関係者を招集する。

4 その他、委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開・公表)

第7条 委員会は非公開で開催する。

2 議事の概要はセンターホームページで公表することとし、内容は委員会で決定する。

(謝金)

第8条 委員が委員会の職務に従事したときは、謝金を支給することができる。

その支給額については、センター理事長が別に定める。

(旅費)

第9条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は大阪湾広域臨海環境整備センター旅費規程の規定により理事に対して支給する額に相当する額とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、施行の日から1年間とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月〇〇日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、センター理事長が招集する。

別表一

廃棄物受入に関する検討委員会（仮称）委員

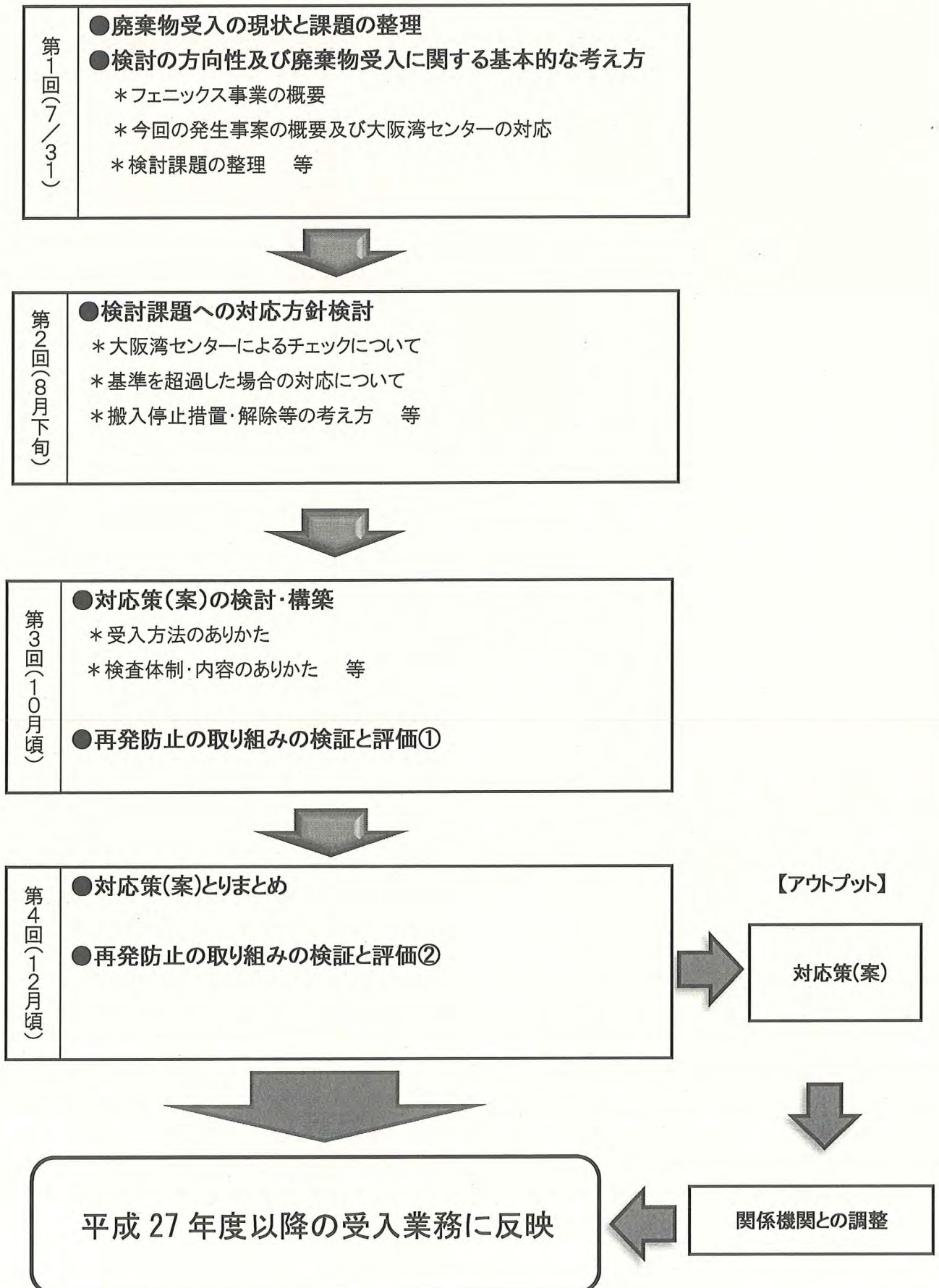
	委員	所属、職名
学識経験者	藤田 正憲	大阪大学名誉教授
	新澤 秀則	兵庫県立大学教授
	高岡 昌輝	京都大学大学院教授
	黒坂 則子	同志社大学准教授

別表二

- ・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
- ・国土交通省港湾局
- ・大阪府環境農林水産部
- ・兵庫県農政環境部
- ・大阪市環境局
- ・神戸市環境局

資料-1

廃棄物受入に関する検討委員会における検討フロー



資料-2

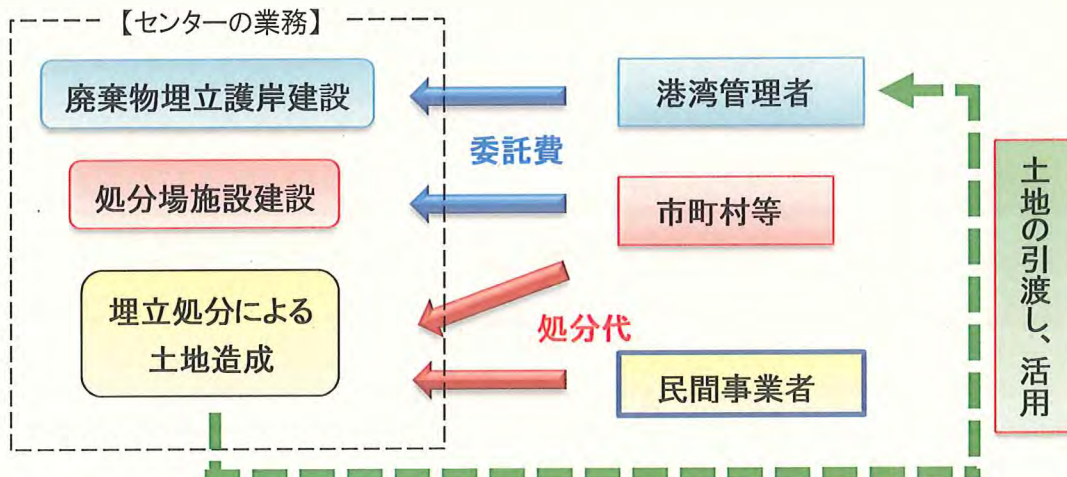
## 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

平成 26 年 7 月 31 日

大阪湾広域臨海環境整備センター

# 1. 大阪湾広域臨海環境整備センター概要

- 名称:大阪湾広域臨海環境整備センター
- 根拠法律:広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)
- 設立:昭和57年3月1日
- 受入対象区域:近畿2府4県168市町村
- 広域処理場整備対象港湾:4港湾(尼崎西宮芦屋港、堺泉北港、神戸港、大阪港)
- 出資団体:地方公共団体(174団体)
  - うち府県(6団体)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
  - うち市町村(168団体)大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市ほか
- 港湾管理者(4団体)
  - 大阪港湾管理者、堺泉北港湾管理者、神戸港湾管理者、尼崎西宮芦屋港湾管理者
- 管理委員会:[委員長]大阪府知事[委員]滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長
- 目的:
  - ・大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
  - ・埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある発展に寄与すること。
- 業務:
  - ①港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。
    - ・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
    - ・廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てより行う土地の造成
  - ②地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。
    - ・一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
    - ・一般廃棄物等による海面埋立て
    - ・前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するための搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
  - ③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
  - ④前各号の業務に附帯する業務



## 2. 廃棄物受入区域

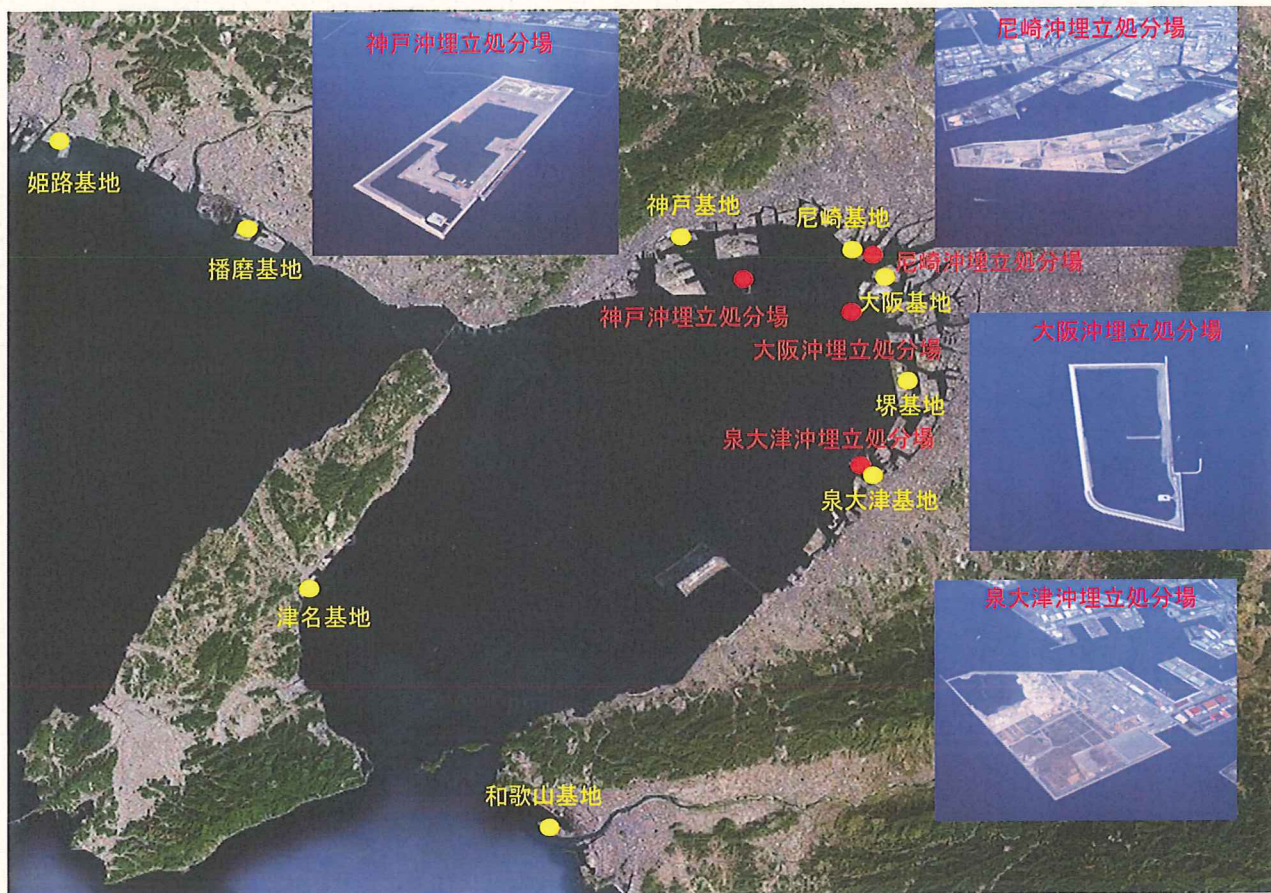
「大阪湾フェニックス計画」では、大阪湾に埋立処分場を設け、近畿2府4県168市町村の受入区域から発生した廃棄物を受け入れている。

「廃棄物の輸送時間を最小とすること」、「特定搬入施設(基地)への集中を避けるため可能な限り分散させること」を基本として基地ごとの受入区域を定めている。





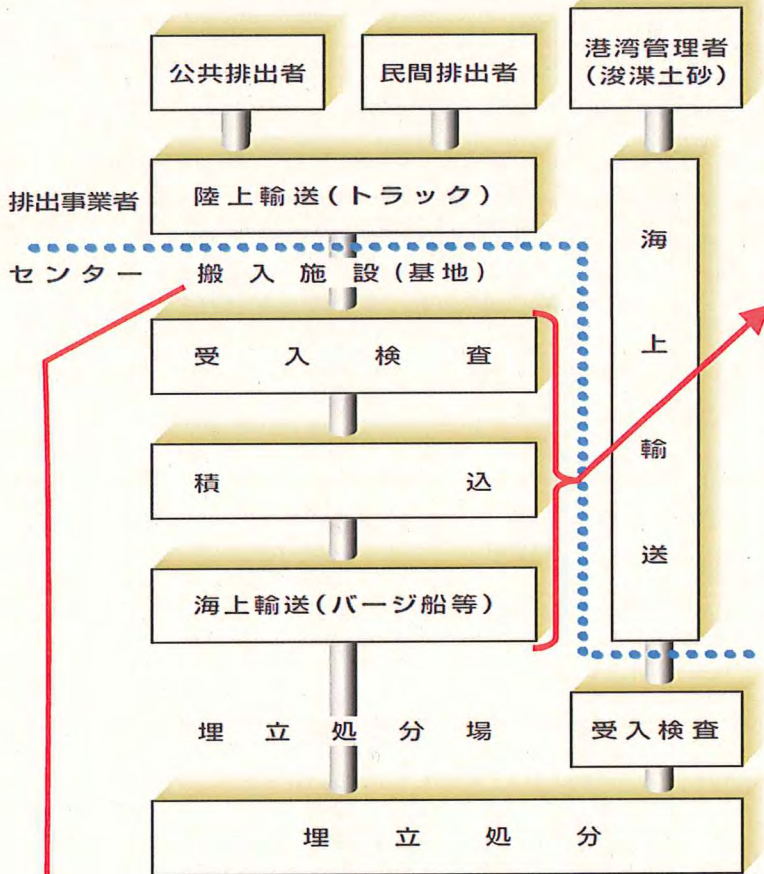
### 3. 埋立処分場と搬入基地



#### 4. 廃棄物の搬入から処分まで

##### 廃棄物の流れ

廃棄物は、受入区域ごとに各基地に搬入され、基地から海上輸送等により処分場に搬入しています。



①基地へトラックで搬入



②廃棄物運搬船に投入



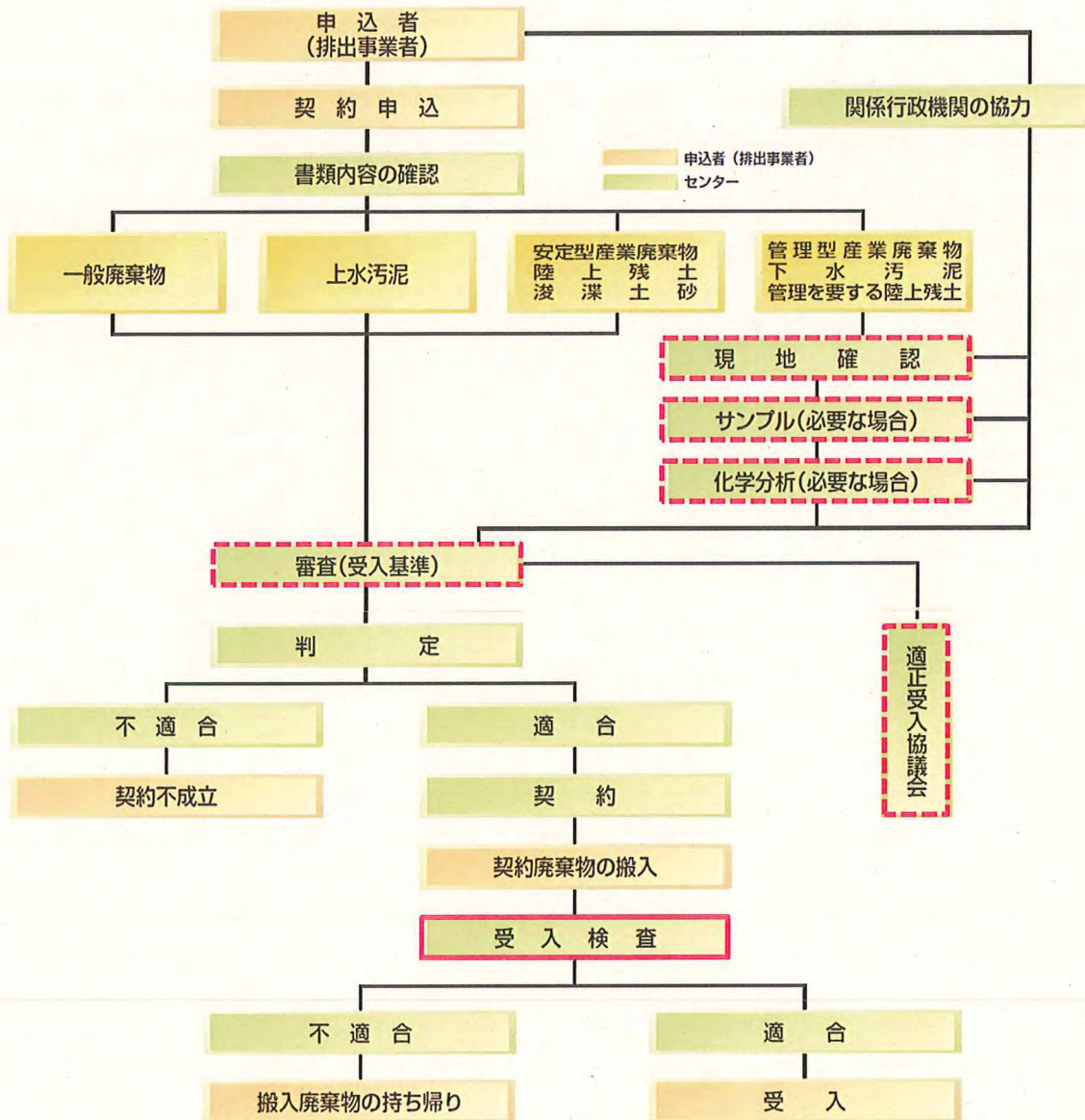
③積出



##### 搬入・積出経路



## 5. 申込から受入までのフロー



### 廃棄物の事前審査

契約申込を受けた廃棄物については、書類審査、聞き取り調査、現物調査及び排出場所の確認等を行う。  
また、管理型産業廃棄物、下水汚泥は、適正受入協議会において事前審査を行う。

### 受入検査

基地に搬入されている廃棄物は、目視検査を行い、必要に応じ、簡易検査・展開検査・抜取検査(化学分析)などの受入検査を行う。この検査により、受入基準に適合しない場合は、原則として持ち帰らせている。

〔目視・簡易検査〕受付ゲートで目視により廃棄物の照合・性状の検査を行い、必要に応じサンプリング等を行う。

〔展開検査〕必要に応じ、検査ヤード等において廃棄物の展開検査を行う。

〔抜取検査(化学分析)〕必要に応じ、サンプリング及び化学分析を行い、受入基準の適合性をチェックする。

## 資料-3

## ダイオキシン類基準超過ばいじん搬入事案の概要

## 【事案1】事業者が実施した分析調査で基準超過が判明し、そのデータを隠匿していた事案

事業者	高島市（高島市環境センター）	区分	一般廃棄物
<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度から25年度にかけて、基準超過の特別管理一般廃棄物が発生したにも関わらず、監督官庁（滋賀県）や大阪湾センターにその事実を知らせることなく反復継続的にばいじん処理物を搬入した。</li> <li>大阪湾センターとの毎年度の契約時の事前審査では、基準を下回ったデータのみを提示していた。</li> <li>原因、再発防止については、同市が第三者委員会を設置し調査検討中。</li> </ul>			
測定値	最大で 51ng-TEQ/g	搬入量（事業者推計値）	613t
処分等	5月30日に搬入停止処分。実名公表		

## 【事案2】監督官庁の立入調査で過去の基準超過が判明した事案

事業者	城南衛生管理組合（クリーン21長谷山）	区分	一般廃棄物
<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都府が立入調査を行ったところ、平成22年5月から8月にかけて基準超過の特別管理一般廃棄物が発生したにも関わらず、大阪湾センターにその事実を知らせることなくばいじん処理物を搬入したことが判明した。</li> <li>原因、再発防止については、同組合が調査検討中。</li> </ul>			
測定値	3.8ng-TEQ/g	搬入量（事業者推計値）	176t
処分等	6月23日に搬入停止処分。実名公表		

## 【事案3】大阪湾センターの受入検査（抜取検査）で基準超過が判明した事案

事業者	A社	区分	民間産業廃棄物
<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪湾センターが基地に搬入されたばいじん処理物の受入検査（抜取検査）を行ったところ、基準超過していることが判明した。</li> <li>原因、再発防止については、同社が調査検討中。</li> </ul>			
測定値	7.2(8.0)ng-TEQ/g	搬入量（事業者推計値）	8t
処分等	7月23日に搬入停止処分。匿名公表		

## 資料-4

## ダイオキシン類基準超過ばいじん搬入事案に対する大阪湾センターの措置

## 1 搬入停止措置等

- 事実を把握した段階で搬入自粛要請を行った。
- 所管行政庁に対し、適正な指導、監督を行うよう要請を行った。
- ダイオキシン類基準超過廃棄物を違法に搬入したことから、【事案1】滋賀県高島市：平成26年5月30日、【事案2】城南衛生管理組合：平成26年6月23日にそれぞれ搬入停止措置をとった。
- センターによる抜取調査の2回分析の結果、【事案3】民間の産業廃棄物排出事業者：平成26年7月23日に搬入停止措置をとった。

## 2 処分場、基地周辺の環境安全面の確認等

- 本センターで例年定期的に行っている環境監視調査及び今回の事案を受け追加して実施した環境調査の結果から、放流水、周辺海域水質及び大気質は基準（排出基準及び環境基準）を大幅に下回っており、環境安全面で問題がないことを確認した。（なお、【事案3】民間の産業廃棄物排出事業者に関連して、念のため姫路基地の追加調査を実施中である。）  
[環境監視調査及び追加環境調査結果は別紙1参照]
- 神戸処分場では、廃棄物調査を実施するとともに、念のために陸域化した箇所への覆土を施工した。
- 当面、頻度を高めて環境監視調査を実施し、念のため、環境安全面で問題がないか監視を継続する。

## 3 事案の公表

社会的影響等が大きいと判断したので、事案の公表を行った。

【事案1】平成26年6月11日（記者会見：実名公表）

【事案2】平成26年6月23日（報道提供：実名公表）

【事案3】平成26年7月25日（報道提供：匿名公表）

## [神戸沖処分場、尼崎基地の環境調査結果]

調査項目	頻度等	結果	単位	基準
放流水	年 4 回	0.0000084~0.098	pg-TEQ/L	10 以下
海域の水質	2 地点×年 4 回	0.042~0.15 (年平均)	pg-TEQ/L	年平均 1 以下
大気質	3 地点 (神戸沖 2、尼崎基地 1) ×年 1 回	0.010~0.054 (神戸沖) 0.038~0.10 (尼崎基地)	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年平均 0.6 以下

※ 平成 19~25 年度調査結果、ただし、神戸沖の大気質調査は陸域化の始まった平成 20 年度からの (最小値~最大値)

## [神戸沖処分場、尼崎基地の追加調査結果]

調査項目	期日	地点数	結果	単位	基準
放流水	5 月 12 日	(放流点)	0.000039	pg-TEQ/L	10 以下
	7 月 16 日		(分析中)		
海域の水質	5 月 12 日	2 地点	0.052、0.053	pg-TEQ/L	年平均 1 以下
	7 月 16 日		(分析中)		
大気質	5 月 29 日 ~ 6 月 5 日	3 地点 (神戸沖 2、 尼崎基地 1)	0.016、0.073(神戸沖) 0.043(尼崎基地)	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年平均 0.6 以下

## [大阪沖処分場、堺基地の環境調査結果]

調査項目	頻度等	結果	単位	基準
放流水	年 4 回	0.000090~1.1	pg-TEQ/L	10 以下
海域の水質	3 地点×年 1 回	0.044~0.11	pg-TEQ/L	年平均 1 以下
大気質	1 地点 (堺基地) ×年 1 回	0.061~0.28	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年平均 0.6 以下

※ 放流水・海域の水質は平成 21~25 年度調査結果及び堺基地の大気質は平成 19~25 年度調査結果の (最小値~最大値)。大阪沖処分場は陸域化していないため、大気質調査は実施していない。

## [大阪沖処分場、堺基地の追加調査結果]

調査項目	期日	地点数	結果	単位	基準
放流水	7 月 1 日	(放流点)	0.00021	pg-TEQ/L	10 以下
海域の水質	7 月 1 日	3 地点	0.053、0.055、0.56	pg-TEQ/L	年平均 1 以下
大気質	7 月 1 日~ 7 月 8 日	3 地点 (大阪沖 2、堺基地 1)	(分析中、7/28 判明予 定)	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年平均 0.6 以下

## [姫路基地の環境調査の結果]

調査項目	頻度等	結果	単位	基準
大気質	姫路基地 1 地点×年 2 回	0.016~0.052	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年平均 0.6 以下

※ 平成 20~25 年度調査結果 (最小値~最大値)

## [姫路基地の追加調査結果]

調査項目	期日	地点数	結果	単位	基準
大気質	7 月 16 日 ~ 7 月 23 日	1 地点	(分析中)	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	年平均 0.6 以下

## 資料-5

## ダイオキシン類超過受入れ再発防止の取組みについて

排出事業者による分析検査回数の複数化、当センターによる受入検査の強化、所管行政庁と連携した合同立入調査の実施など重層的なチェック体制を構築し、再発防止に取り組んでいる。

## 1 再発防止の取組み

## (1) 排出事業者に対する基準遵守の要請について

ばいじん処理物を当センターに搬入している全事業場に対して関係法令及び当センターの受入基準の遵守の確認と徹底を文書により要請した。

- 一般廃棄物を搬入する事業場（6月11日付け文書）
- 産業廃棄物を搬入する事業場（7月18日付け文書）

## (2) 排出事業者による分析検査回数の複数化

従来	今回の対策	これまでの進捗
年度当初の契約時に検査結果の提出を求める。	一般廃棄物を搬入する全事業場に対し半期毎に1回以上の検査の実施及び結果の提出を求める。 来年度以降は契約書で明記して義務化する。	8月中旬を目途に本年度の追加検査の実施を依頼。対象111件のうち15件から回答があり（7月28日現在）、基準違反がないことを確認。

## (3) 当センターの受入検査の強化

## ①一般廃棄物の抜取検査

従来	今回の対策	これまでの進捗
契約事業者の約1割の事業者について搬入物の抜取検査を実施。	一般廃棄物を搬入する全事業者に対する抜取検査を年内を目途に実施。 来年度以降は2ヵ年で全事業場の抜取検査を実施する。	対象111事業場のうち45事業場の検査を完了し（7月28日現在）、全て基準以内であることを確認。

## ②産業廃棄物の抜取検査

従来	今回の対策	これまでの進捗
契約事業者の約2割の事業者について搬入物の抜取検査を実施。	ばいじん処理物を搬入する全事業場に対する抜取検査を年内を目途に実施。	対象26事業場のうち7事業場の検査を完了し（7月28日現在）、うち1事業場の基準超過があった。

(4) 所管行政庁と連携した合同立入調査

対策	これまでの進捗
所管府県市に対して基準遵守の確認と徹底を要請するとともに、全ての事業場に対する合同立入調査を年内完了を目途に実施する。	対象 111 事業場のうち 45 事業場を調査し (7 月 28 日現在)、基準遵守を確認。

(5) 当センターの体制強化

①ダイオキシン類に関する技術アドバイザーの設置

対策	これまでの進捗
最終処分場における廃棄物の適正な受入及び管理に関する意見や環境監視結果に対する評価等について、「技術アドバイザー」を選任し、ダイオキシン類に係る専門的見地からの指導・助言を受ける。	平成 26 年 7 月 1 日付で、廃棄物工学等を専門とする京都大学 高岡昌輝教授、大阪工業大学 渡辺信久教授の 2 名の学識経験者を選任。

②ダイオキシン類監視専任官の設置

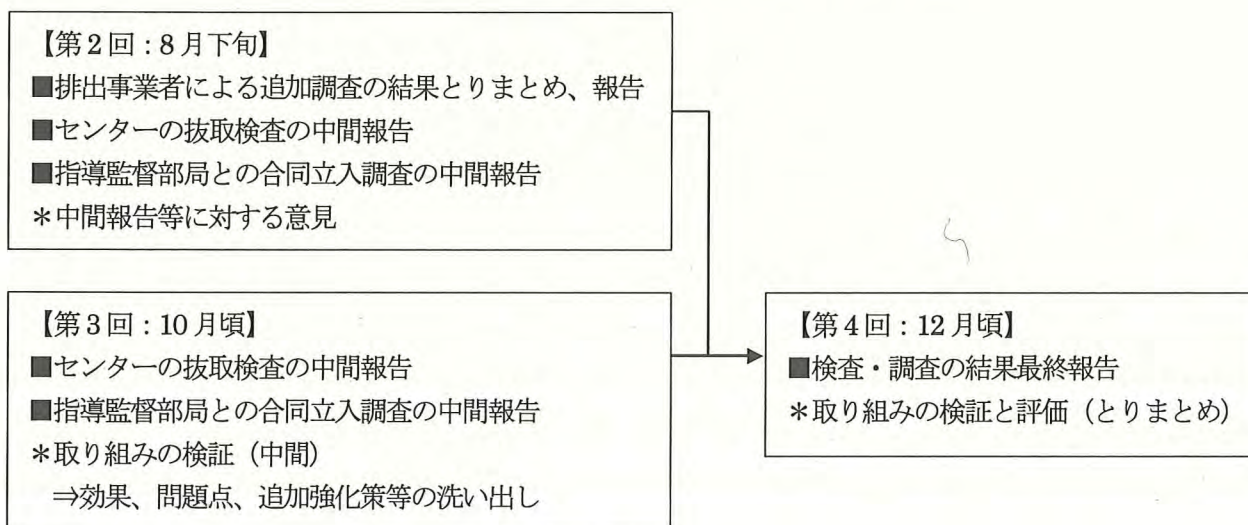
対策	これまでの進捗
ダイオキシン類廃棄物の監視体制の強化を図るためダイオキシン類監視専任官を本センター内に設置する。	平成 26 年 6 月 26 日付で専任官を設置。専任官を中心として事業場の立入調査や分析結果の確認を機動的に実施している。

(6) 廃棄物受入に関する検討委員会の設置

再発防止の取り組みの実効性を確保するための評価・検証を行うとともに、引き続き大阪湾フェニックス事業を円滑に進めるため、廃棄物の適正受入に関し当センターとして対応すべき事項等について「廃棄物受入に関する検討委員会」を設置して検討する。

2 取り組みの検証及び評価の進め方 (案)

大阪湾センターの取り組みに対する本委員会での検証・評価は次のとおり進めていく。





## 資料-6

**検 討 課 題**

今回の事案を受け、センターとしてより一層廃棄物を適正に受け入れるため、取り組むべき課題は以下のとおりである。

**【センターの受入検査における課題】**

- ① 分析方法について
- ② 採取した試料の保管の考え方について

**【排出事業者による検査における課題】**

- ③ 分析方法の考え方について

**【基準超過した場合の対応の課題】**

- ④ 公表のあり方について
- ⑤ 搬入停止等の措置の考え方について
- ⑥ 搬入停止等の解除要件や手順の考え方について
- ⑦ 解除後の分析調査について
- ⑧ 基準超過事案判明時の安全確認の考え方について

**【その他の課題】**